

# 平成 22 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No		16	府省庁名	環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他</span> （特別土地保有税）			
要望項目名	土壌の特定有害物質による汚染を除去するための施設に係る特別土地保有税の非課税措置の延長			
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 土壌の特定有害物質による汚染を除去するための施設に係る土地</li> <li>・ 特例措置の内容 土壌の特定有害物質による汚染を除去するための施設に係る特別土地保有税の非課税措置の延長</li> </ul>			
（関係条文）	（ 地方税法第 586 条第 2 項ヲ、地方税法施行規則第 16 条の 6 第 13 項 ）			
要望理由	<p>土壌の汚染状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することを内容とする土壌汚染対策法により土地の所有者等に汚染の除去等の措置が義務づけられている。こうした土壌汚染の除去等の措置には高額な費用を要するものもあり、措置を求められる事業者等は、事業規模に比べて大きな措置費用の負担を迫られる場合があり、費用負担を軽減する措置を講じない場合、対策が進まず、法の円滑な運用が確保されないおそれがある。</p> <p>平成 14 年度より土壌の特定有害物質による汚染を除去するための施設に係る土地について特別土地保有税の非課税措置の対象となっているところであるが（なお、現在は課税停止中）、平成 22 年 4 月から施行される改正土壌汚染対策法の下では区域指定制度が変更され、現行の「指定区域」が「形質変更時要届出区域」及び「要措置区域」に分類されることとなる。しかし、これらの規制対象区域の内容については、改正前後で概念上変わるものではないため改正法施行後も引き続き現行の措置の延長を要望するものである。</p>			
減収見込額	（初年度） - （平年度） - （単位：百万円）			
地方税以外の措置	既存	・ 国税 ・ 融資、補助金その他 土壌汚染対策基金による助成		
	22 年度の要望	・ 国税 ・ 融資、補助金その他		
過去の要望経緯	平成 14 年度創設。			
本要望に対応する縮減案	なし			